

# 合灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw Website: www.tiplo.com.tw

記事提供: TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際専利法律事務所

© 2016 TIPLO, All Rights Reserved.

#### 東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

# **TIPLO News**

2016年4月号(J200)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト http://www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

## 今月のトピックス

- 01 台燿公司が特許権侵害で提訴され、米国裁判所の賠償命令判決に上訴の構え
- 02 米 IV 社との協力覚書締結で、台北科技大学の発明が海外へ
- 03 晶元光電が光鋐科技の LED チップを特許侵害で提訴
- 04 有名な UTG ブランド狙撃用スコープを模倣、侵害額は市価 300 万新台湾ドル
- 05 違法複製コンピュータソフトに 27 万新台湾ドル余の賠償命令判決
- 06 歌手の齊秦が再び提訴、「独行」等 16 曲の著作権を奪回

## 台湾知的财産権関連判決例

### 01 特許権関連

発電機特許はエネルギー保存の法則を遵守しなければならず、もし技術内容がこの自然 法則に違反しているのであれば、専利法第 21 条の規定に違反するので、特許要件を有し ないと認めるべきである。

### 02 特許権関連

特許請求の範囲の解釈について、もし明確ではない用語があれば、技術分野において通常知識を持つ者が意味を理解及び認定するために、発明説明または図面を参考とすることができる。

#### 03 公平交易法関連

公平交易委員会の主張「台塑、台化が独占的地位を濫用」が認められず敗訴確定

## 今月のトピックス

## J160321Y1 J160320Y1

## 01 台燿公司が特許権侵害で提訴され、米国裁判所の賠償命令判決に上訴の構え

銅張積層板 (CCL) メーカーの台燿科技股份有限公司 (Taiwan Union Technology Corporation、以下「台燿公司」) の発表によると、台燿公司が同じく CCL メーカーである米 Isola 社から特許侵害で提訴されていた事件がアリゾナ州連邦地方裁判所で審理されていたが、2016年3月20日に故意でない侵害であるとの判決を受け、その賠償金額は1.383万米ドルに上るという。

Isola 社は近年、幾度にもわたり台燿公司を相手取り権利侵害訴訟を提起してきた。2015 年 Isola 社は台燿公司がその特許を侵害したとして、1,150 万米ドルの賠償金を請求し、同年 9 月に陪審が侵害の評決を下し、3 月 20 日裁判所が故意でない侵害であると判決して、賠償金額を1,383 万米ドルとした。投資家らは台燿公司の利益を侵食するのではないかと懸念している。台燿公司側は、賠償金と同額の担保を供託して上訴する意向であり、訴訟手続は進行中で、この判決が最終結果ではなく、台燿公司の財務や業務に大きな影響はないと説明している。(2016 年 3 月)

#### J160316Y1

## 02 米 Ⅳ 社との協力覚書締結で、台北科技大学の発明が海外へ

国立台北科技大学(National Taipei University of Technology、以下「台北科技大学」)は2016年3月15日、世界最大規模の特許アグリゲーターであり、特許保有件数世界一を誇る米インテレクチュアル・ベンチャーズ(Intellectual Ventures 以下「IV 社」)と産学連携協力覚書を締結し、IV 社にとって台湾で初めての国際パートナーとなった。これにより、今後は台北科技大学の研究成果の技術移転率が高まり、台湾市場が小さすぎるという問題が解決され、その発明を海外に送り出すことができるようになる。

台北科技大学の学長によると、同校はこれまで毎年 10 億新台湾ドルを投じて約 100 件の特許を研究開発してきたが、技術移転にたどり着くのはその中の 2~3 割だけで、ライセンス収入は約 5000 万新台湾ドルにとどまっており、その原因は台湾市場が小さすぎることと、創出された発明について特許の保護と特許戦略が不足していることだという。

さらに、台北科技大学学長は以下のように述べている。IV 社のパートナーとなった後は、技術移転率が 4 割以上に上り、年間のライセンス収入は 1 億新台湾ドル以上に達すると期待される。今後は台湾市場だけに重点を置かず、すべての発明が IV 社の提携する 400 の機関と協力することで、さらに強力な保護力を有す特許となり、発明者により大きな保障と技術移転率の向上をもたらすだろう。

IV 社は米スタンフォード大学等 400 余の組織や学術機関と連携協力関係を築いており、手中には米国及び世界の知的財産(IP)7 万件余があり、そのうち 4 万件が利益を上げている。 IV 社のシニア・ディレクターである Murray Vince 氏は、台北科技大学の研究開発力を見込んでおり、将来国際的なノウハウで台北科技大学の IP 戦略及び技術移転に協力していきたいと述べている。(2016 年 3 月)

## J160308Y1 J160307Y1

## 03 晶元光電が光鉱科技の LED チップを特許侵害で提訴

台湾の LED チップ大手である晶元光電股份有限公司(Epistar Corporation、以下「晶元光電」)は 2016 年 3 月 7 日に同社サイトで、可成(Cathcer)グループ傘下にある光鋐科技股份有限公司(Epileds Technologies, Inc.、以下「光鋐科技」)の生産する LED チップが晶元光電の特許を侵害しているため訴訟を提起したという内容のニュースリリースを発表した。それに対して、光鋐科技側は、社内で検討したが特許侵害の問題はなく、権利を主張する意向であ

## り、訴訟手続きを進めるとしている。

**晶元光電は前記ニュースリリースにおいて、以下のように述べている。 晶元光電は長年にわ** たり半導体分野を開拓し、超高輝度 4 元系 LED チップ(Ultra-High Brightness LED Chip)等 を含む先進的製造技術と整備された特許ポートフォリオを有し、赤外線 LED 分野で他社をリ 一ドしてきた。競合企業が研究開発コストを投じず、(晶元光電の)知的財産を尊重すること なく、実施許諾を取得せずに特許を侵害して川中、川下の顧客に侵害疑義製品を提供すること に対して晶元光電は深い遺憾の意を表明するとともに、2016年1月8日台湾知的財産裁判所 に訴訟を提起した。光鋐科技の型番「BN-D4242J-A3」、「BN-D4242E-A3」等赤外線 LED チ ップは晶元光電が保有する中華民国発明第 141155 号、第 170789 号、第 202662 号、第 1283031 号の特許4件を侵害していると主張するものである。(2016年3月)

## J160303Y2 J160302Y2

## 04 有名な UTG ブランド狙撃用スコープを模倣、侵害額は市価 300 万新台湾ドル

UTG は米 Leapers 社が生産する狙撃用スコープのブランドであり、サバイバルゲームの世 界で知名度が高く、最近は国内で大量の模倣品が出現している。(内政部警政署)保安警察第 二総隊刑事警察大隊偵二隊は先日、Leapers 社から某業者が UTG ブランド狙撃用スコープ(射 撃用望遠照準器)の模倣品を販売しているとする告訴を受けた。警察側が捜査したところ、多 数のサバイバルゲーム専門チェーン店を経営する王某という男が1点あたり 1,000~3,000 新 台湾ドルの低価格で中国から輸入した UTG ブランド狙撃用スコープの模倣品をサバイバルゲ ームサイト、オークションサイト、自ら経営するチェーン店8軒で1点あたり5,000~10,000 新台湾ドルでサバイバルゲーマーに販売しており、200 点余の狙撃スコープとタクティカル・ グリップを押収し、その侵害額は市価300万新台湾ドルを上回る。警察は取調べを行った後、 王某を商標法違反で送検した。(2016年3月)

## J160315Y3 J160314Y3

#### 05 違法複製コンピュータソフトに 27 万新台湾ドル余の賠償命令判決

林某という女がコンピュータの販売と修理を業としており、コンピュータハードウェアの販 促のため、海賊版の Windows 7、Windows XP 等の OS をインストールすることをサービスと して提供していたが、マイクロソフト社は2015年3月と9月に消費者を装った調査員を派遣 し、購入したコンピュータには海賊版ソフトウェアが入っているのを確認したため、すぐに通 報・処理するとともに告訴して損害賠償を請求した。

判決書によると、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(WTO Agreement)の「知的所 有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)」第9条第1項及び「文学的及び美術的著作物 の保護に関するベルヌ条約(The Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works) 」第3条の規定に基づき、わが国は加盟国国民の著作物を保護しなければならない。 米国は WTO 加盟国であり、マイクロソフト社のコンピュータプログラムの著作物は著作権法 第 4 条第 2 号の規定により、わが国著作権法の保護を受ける。よって林某が無断でコンピュ ータソフトを複製した行為はマイクロソフト社の著作財産権を侵害しているため、6ヵ月の懲 役、2年の執行猶予の判決が言い渡された。さらに民事の部分について、裁判官は押収した光 ディスクの数量、林某の犯行期間、売上高等に基づき、27 万新台湾ドル余の賠償金を支払う 他、判決書を新聞に掲載するよう命じる判決を下した。本件は上訴できる。(2016年3月)

#### J160309Y3

### 06 歌手の齊秦が再び提訴、「独行」等 16 曲の著作権を奪回

シンガーソングライターの齊秦氏は著作権を奪回するため、環球音楽出版股份有限公司 (Universal Music Publishing Ltd Taiwan、以下「環球音楽」) と法廷で戦うことを惜しまず、

2014 年最高裁判所は齊氏に勝訴の判決を下し、名曲「大約在冬季」、「冬雨」等 27 曲の著作権を齊氏の手に戻した。その後、齊氏は再び「独行」、「闘魚」等 16 曲についても知的財産裁判所に訴訟を提起し、環球音楽に不当利得を返還するよう請求した。

環球音楽は、これらの音楽著作物はいずれも綜一股份有限公司(以下「綜一公司」)が 1986 年から次々と齊氏を契約雇用してレコードを発行した時に創作したもので、齊氏の詞と曲の音楽著作物と録音著作物等の権利はすべて綜一公司に譲渡されているほか、1990 年宝麗金唱片股份有限公司(PolyGram Records Ltd.)が綜一公司を買収し、さらに環球音楽が合併・買収したため、当該 16 曲の著作権は環球音楽が所有するものである、と抗弁していた。

知的財産裁判所は審理した結果、環球音楽が提出した当該 16 曲の著作権譲渡証明における「齊秦」の署名と印鑑には複数の様式がみられ、齊氏本人が提出した署名の筆跡又は印鑑の資料とは合致せず、齊氏が当初綜一公司に著作権を譲渡したとは認定できないと認め、当該 16 曲の著作権所有者は齊氏であるとの判決を下した。

さらに著作権侵害及び損害賠償の部分について、齊氏は 2013 年になって始めて訴訟を提起し、請求権の 10 年時効が過ぎており、かつ環球音楽が著作権を侵害した部分について、主観的に故意又は過失があったとは認定できないため、齊氏が環球音楽に対して損害賠償責任を負うよう請求したことに理由はない。不当利得の部分について、環球音楽はカラオケコンテンツプロバイダ及び他人に対して 16 曲の楽曲の使用を許諾し、合計 22 万新台湾ドル余の利益を得たため、この部分については齊氏に返還しなければならない。本件は上訴できる。(2016年3月)

## 合湾知的财産推閱連判決例

## 01 特許権関連

■ 判決分類:特許権

I 発電機特許はエネルギー保存の法則を遵守しなければならず、もし技術内容がこの自然法 則に違反しているのであれば、専利法第 21 条の規定に違反するので、特許要件を有しな いと認めるべきである。

#### ■ ハイライト

発電機は機械エネルギー入力によって電気エネルギーが生じるもので、モーターは逆だが、いずれにしてもエネルギー入力からエネルギー出力まで常に減衰現象を伴う。これはエネルギー転換の過程において、銅損、ブラシ損失、コア損失、機械損失及び浮遊損失が生じるので、出力エネルギーは一般に入力エネルギーに相当するか、或いは入力エネルギーより小さい。よって、エネルギー保存の法則によると、エネルギーの接続がないか又は機械エネルギーの発電機へのエネルギー供給ができない場合、関連損失のため電気エネルギー減少が生じるため、バッテリーのエネルギーを消耗し尽くすとなる。特許出願人は明細書において製作した発電機は蓄蔵し戻し、充電する入力電気エネルギーはどんなときもバッテリーの出力エネルギーより大きいと説明したが、その内容は自然法則に違反し、且つどう蓄蔵し戻した入力電気エネルギーを常にバッテリーの出力エネルギーより高くすることについて、説明しておらず、推測だけを明細書の内容とし、操作方法と実験数字に欠けているので、発電機の出力電気エネルギーが常にバッテリー出力電気エネルギーより大きいと証明するには足りない。その特許技術の内容は確かにエネルギー保存の法則に違反し、査定時の専利法第21条の規定に違反するので、特許要件を有しない。

#### Ⅱ 判決内容の要約

最高行政裁判所判決

【裁判番号】104年度判字第71号

【裁判期日】2015年02月05日

【裁判事由】特許出願

#### 上告人 林岡嶔

被上告人 経済部知的財産局

上記当事者間の特許出願事件について、上告人が 2014 年 6 月 25 日付知的財産裁判所 103 年度行専訴字第 14 号行政判決に不服のため、上訴を提起した。本裁判所は以下のとおり判決する。

#### 主文

訴えを棄却する。

訴訟費用は上告人の負担とする。

#### 一 事実要約

上告人は2006年11月29日に「独立自主自由式和動複巻自動同期磁気エネルギー動力発電機」を被上告人に特許出願したが(以下、「係争特許」という)、被上告人は第95144089号の審査により、特許の出願の拒絶査定を行った。上告人がこれを不服とし、再審査及び面接を申請したのにも拘らず、被上告人は面接を行わずに2012年10月29日(101)智専三(二)04087字第10121172190号の特許再審査拒絶査定書により、特許出願の拒絶査定を行った。上告人が訴願審理を申請したため、被上告人が同年12月24日(101)智専三(二)01153字第10121496340号書簡により、前記の再審査拒絶査定書を取り消して再審査を行うと共に2013年4月11日に面接が実施された。上告人から同年7月12日に本件の特許請求範囲の修正本の提出があったので、被上告人は審査したが、2013年8月8日(102)智専三(二)01153字第10221053390号の特許再審査拒絶査定書により、特許出願の拒絶査定を行った。上告人は係る処分になお不服であったため、訴願、行政訴訟を順にそれぞれ提起したが、すべて棄却されたため、本件の上訴を提起した。

## 二 両方当事者の請求内容

- (一) 上告人の主張:原判決を破棄し、原訴願決定及び原処分を破棄するよう請求する。
- (二)被上告人の主張:上告を棄却するよう請求する。

#### 三 本件の争点

係争特許の請求項第1項から第6項が自然法則に違反するか否か、及び専利法第21条の規定に 違反したので、特許要件をしないか否かである。

- (一) 上告人主張の理由:省略。判決理由の説明を参照。
- (二) 被上告人主張の理由:省略。判決理由の説明を参照。

## 四 判決理由の要約

そもそも、発電機は機械エネルギーを入力することによって電気エネルギーを発生させるもの であり(自動車の電気回生システムもこれに類似する)、一方、電動機はその逆である。ただ し、いずれかの方式を採ってもエネルギー入力からエネルギーの出力までのプロセスは、常に 減衰現象が発生する。それはエネルギー転換の過程において、銅損、ブラシ損失、コア損失、 機械損失(摩擦損失と風力損失)及び浮遊損失(前述4つの損失以外の損失)が生じる。その ため、一般として出力エネルギーは入力エネルギーに等しいかまたはより小さくなる。よって、 発電機に入力したエネルギーから銅損、ブラシ損失、コア損失、機械損失及び浮遊損失を差し 引いた後が発電機が出力できる機械エネルギー量になる。同じ道理で電動機に入力した電気エ ネルギーから銅損、ブラシ損失、コア損失、機械損失及び浮遊損失を差し引いた後が電動機が 出力できる機械エネルギー量になる。従って、エネルギー保存の法則によれば、外部からの電 気エネルギーまたは機械エネルギー(例えば石炭、オイルなどを使用した駆動機械)を係争特 許の独立自主自由式和動複巻自動同期磁気エネルギー動力発電機に与えない限り、直列または 並列蓄電池セット20に蓄えていた電気エネルギーは直流電動機12及び交流発電機13の銅損、 ブラシ損失、コア損失、機械損失及び浮遊損失などが電動機が出力する電気エネルギーを減衰 させるばかりでなく、発電機が入力電気エネルギーが減衰するため、機械稼働によって発生す る電気エネルギーも減衰されることから、蓄電池にフィードバックする電気エネルギーも少な くなり、ついに蓄電池の電気エネルギーを使い切ってしまうことになる。そして、本件の係る

「独立自主」自由式和動複巻自動同期磁気エネルギー動力発電機の稼動も停止するはずであり、 ましてや係争特許の独立自主自由式和動複巻自動同期磁気エネルギー動力発電機はさらに他 の産業に(交流電気)及び通信、コンピュータ、オーディオ信号の使用のために電気エネルギ 一と機械エネルギーを供給する必要がある。たとえ本件の係争特許が上告人が本件の上告を提 起した時点に述べたとおり、外部電源の、電気エネルギーを周期的に出入力する蓄電池によっ て係争の発動機を始動させ、さらに起動後に自己供給により周期的に電気エネルギーを使用に 供給できるとしても、係争特許の蓄電池が外部電気エネルギーの入力によって電動機を始動し た後、もし外部電源が切られ独立稼動な状態に置かれてもやはり前述した減衰が発生し電気エ ネルギーが消尽されるので、エネルギーが絶えないことはありえない。上告人が明細書におい て、発電機へのフィードバック充電による電気エネルギー入力値は常に蓄電池の出力値を上回 る云々としたが、係る内容はエネルギー保存の法則に反しており、フィードバック充電による 電気エネルギー入力値は常に蓄電池の出力値を上回ることをどのように達成するか点につい て言及しておらず、単に「...発電機13にとって、電動機12を利用した同じ機器同じ磁場同じ エネルギー恒久協働電位和動複巻同期磁気エネルギー効果による併給は磁力電圧流量を倍増 させ、…を発生する」と云々している。そもそも前記説明は推測であり、操作方法と実験数値 を欠いているため、発電機から出力する電気エネルギー値が常に蓄電池から出力する電気エネ ルギー値より大きいことの証明には足りない。よって、係争特許の技術内容は実にエネルギー 保存の法則に反しており、査定時点の専利法第21条規定に違反しているので、特許の要件を 有しない。原審が係争特許請求の範囲第1から第6項とも自然法則に反していることから、特 許の要件を満たしていないので、被上告人の本件に対する特許出願を拒絶したこと自体に間違 ったところはなく、訴願決定を維持したことも不合理なところは見当たらず、これらの点に基 づき上告人が原審に対する上告を棄却したことは、前述説明によれば適法である。上告人によ る上告の論旨は原審で斟酌済みの事項を再び主張し原判決が法令違反したと指摘し、それを棄 却して新めて判決するよう請求したことには理由がないため、これを棄却すべきである。以上 を総じて論結すると、本件上訴には理由がない。知的財産案件審理法第1条及び行政訴訟法第 255条第1項、第98条第1項前段により、主文のとおり判決を下す。

#### 2015年2月5日

最高行政裁判所第二法廷 審判長裁判官 劉鑫楨

裁判官 呉慧娟

裁判官 蕭忠仁

裁判官 劉穎怡

裁判官 汪漢卿

## 02 特許権関連

■ 判決分類:特許権

I 特許請求の範囲の解釈について、もし明確ではない用語があれば、技術分野において通常 知識を持つ者が意味を理解及び認定するために、発明説明または図面を参考とすることが できる。

#### ■ ハイライト

発明に属する技術分野において通常知識を持つ者が、出願前の先行技術により容易に完成できるときは、法により出願して発明特許を取得してはならない。このほか、発明特許権範囲は、特許請求の範囲を規準とし、且つ明細書及び図面を参考とすることができる。特許請求の範囲の解釈については、その請求項の文字を特許権を定める根拠とすべきで、もし不明瞭または明確ではない用語があれば、技術分野において通常知識を持つ者が意味を理解及び認定するために、発明説明または図面を参考とすることができる。

## Ⅱ 判決内容の要約

最高行政裁判所判決

【裁判番号】104年度判字第92号

【裁判期日】2015年2月26日

【裁判事由】発明特許出願

上訴人 宋健民

被上訴人 経済部知的財産局

前記当事者間の特許出願事件につき、上訴人が 2014 年 2 月 26 日付知的財産裁判所 102 年度 行專訴字第 97 号行政判決を不服として上訴を提起した。本裁判所は以下のように判決を下 す。:

主文

上訴を棄却する。

訴訟費用は上訴人の負担とする。

#### 一 事実要約

2008 年 3 月 14 日に上訴人は「研磨方向転換規則を有する方法及び製品」を以って被上訴人 に特許を出願し(以下係争出願案件という、主な図面は原判決の付図一の通り)、被上訴人は 第 97109052 号として審査した後、特許を許可しなかった。上訴人が処分を不服として、2011 年 10 月 21 日に再審査を請求したが、2012 年 12 月 10 日に被上訴人は(101) 專三(三) 05073 字第 10121394980 号審査意見通知書を以って、本件の特許を許可しない理由を上訴人に通知 し、その後上訴人が2013年2月8日に特許請求の範囲修正本及び理由を答弁した。そして、 被上訴人は前記修正に従い審査した後、更に 102 年 4 月 10 日(102) 智專(三) 05126 字第 10220430510 号特許再審査拒絶審決書を以って「本件の特許を許可しない」との処分を下し た。上訴人は原処分を不服として、法により訴願及び行政訴訟を提起したが、棄却されたので、 本件の上訴を提起した。

#### 二 両方当事者の請求内容

- (一) 上訴人:原判決の棄却、訴願決定及び原処分の取消を請求する。
- (二)被上訴人:上訴の棄却を請求する。

#### 三 本件の争点

係争出願案特許請求の範囲第1から19項には進歩性がないか

- (一) 上訴人主張の理由: 略。判決理由説明を参照。
- (二)被上訴人主張の理由:略。判決理由説明を参照。

#### 四 判決理由の要約

特許権の範囲は、特許請求の範囲を基準とし、特許請求の範囲の解釈をするときは、明細書及 び図面を参酌することができると特許法第58条第4項に明文で定められている。特許請求の 範囲の解釈について、まず請求項の文字を特許権を定める根拠とし、(read into) 明細書また は要約の内容を読んではならないほか、いかなる部分の内容も削除してはならない。もし不明 瞭または明確ではない用語があれば、技術分野において通常知識を持つ者が意味を理解及び認 定するために、発明説明または図面を参考とすることができる。調べたところ、原判決では: 「引証 1 特許請求の範囲第 2 項では『一種の研磨粒子、……焼結したシート状マトリックス を含み、凹部を含む上面を有し、その中、実質的に、各凹部が、研磨粒子の成形された底端を その中に収容かつ結合し、一方、前記研磨粒子の反対側の研磨端が、露出し、最適な配向で整 列される。……』、その凹部に穴の構造があることを限定しない。」と開示されている。且つ引 証 1 第 12 頁第 5 行以下には「図 3 は、エンボスロール 2 1 の接触面の部分を示し、これらの 突起を断面図で示している。各突起は、ロール表面上の底端と、ロール表面から先端へ上方に 延びる末端とを有する非常に小さい90°四角錐である。先端は、シートに穴をあけるために、 より小さい、さらに直立した突起を含んでもよい。四角錐形特徴構造は、好ましくは、幅が1 mm、高さがO.5mmであるが、より小さい、またはより大きい研磨粒子に対して、対応し て、より小さい、またはより大きい寸法が用いられる。」と記載されている。よって、引証 1

の凹部の穴はただ定位効果を向上する手段であり、凹部の特徴は当該定型研磨粒子の定型先端 の形状を収納することができ、たとえ凹部に穴があいていなくても、固定後、その機能を遂行 することができる。引証 1 特許請求の範囲第 2、第 4 項及びその従属項(第 14 項及び第 16 項)の記載では、その凹部にはすべて穴が必要ではないとなっている。よって、上訴人は引証 1 の凹部に必ず穴があって始めて当該発明を実施することができると主張していることには、 根拠がなく、信用できない。また上訴人は引証1が高温高圧環境において加工し、また係争出 願案件は常温常圧において製造していると主張している根拠は、原判決に基づき係争出願案件 の特許請求の範囲第1項、第10項が常温常圧の製造環境に限定していないことなので、これ を以って係争出願案に進歩性があると主張してはならない。係争出願案件は常温加工を重要な 技術特徴とし、その特許請求の範囲に記載しなければならないが、係争出願案件には製造環境 の事実がないことは、上訴人も否認しておらず、係争出願案件を熟知している技術者は、係争 出願案件及び引証 1 にそれぞれ開示されている技術内容に基づき、当然係争出願案請求項 1、 10 の製造環境を知ることができる云々としているが、その特許請求の範囲の解釈は請求項の 文字を特許権を定める根拠としておらず、特許法第58条第4項の規定に違反したと述べたこ とは、信用できない。これに基づくと、上訴要旨が係争出願案件は引証1より進歩性があると 主張し、且つ原判決には理由不備または理由矛盾の違法状況があると指摘したことは、すべて 信用できない。前記の引証1はその凹部に穴の構造があることを限定しておらず、たとえ引証 1がもし図6に示す通りの凹部のように穴があっても、引証1明細書第12頁第6行以下記載 によると、「各突起は、ロール表面上の底端と、ロール表面から先端へ上方に延びる末端とを 有する非常に小さい90°四角錐である。先端は、シートに穴をあけるために、より小さい、 さらに直立した突起を含んでもよい……」となっている。よって、たとえ直立した突起の基材 を含んでいても、その開口部が小さく、その穴の上方には研磨粒子の支持点を形成し、且つ凹 部は研磨粒子と接触する接触面は研磨方向の反向力を受けるので、研磨粒子には凹部と接触す る接触面があり、支え及び固定を得ることができる。またその後の研磨粒子は焼結したシート 状マトリックスの手順により凹部に固定し、いくつかの接触面において、研磨粒子の先端は凹 部と接触し、研磨方向の反向力を受ける。一方係争出願案件はその特許請求の範囲第1項、第 10項の記載に基づいており、その特徴の一つは:「研磨の他の一つの先端は当該凹槽に底面端 にある。」となっているので、研磨凹槽の接触は点の接触に過ぎず、研磨は研磨過程において、 接触点はこれによって反作用力を受けるためのものであり、明らかに支持が不足している。従 って、原判決が原処分を維持し、係争出願案件は引証1を比較して、より強い力を有する支持 構造があると言い難いと認定したことは妥当である。原判決の理由はやや完備していないが、 判決の結果に影響はないので、行政訴訟法第 258 条の規定により、維持すべきである。上訴 人の他の主張は、原審で信用されなかった主張を再び述べ、法律上の異なる見解を以って、原 審での証拠選択、事実認定の職権行使について、不当であると指摘したものである。原審が全 弁論要旨及び証拠調査の結果により、行った判断は論理法則または経験法則に違背しない。ま た証拠取捨が当事者の希望と異なり、事実の認定も当該当事者の主張と異なっても、原判決に 法令に違背する状況があると言うことはできない。以上をまとめると、上訴要旨が原判決の錯 誤を指摘したことには、棄却を請求し、理由があると認定することが難しいので、棄却すべき である。以上に基づき、本件上訴には理由がない。知的財産案件審理法第1条、行政訴訟法第 255条第1項、第98条第1項前段により、主文の通り判決する。

2015 年 2 月 26 日 最高行政裁判所第六廷 審判長裁判官 林茂権 裁判官 楊惠欽 裁判官 呉東都 裁判官 姜素娥 裁判官 許金釵

## 03 公平交易法関連

■ 判決分類:公平交易法

Ⅰ 公平交易委員会の主張「台塑、台化が独占的地位を濫用」が認められず敗訴確定

#### ■ ハイライト

合一実業股份有限公司(Joint Union Enterprise Co Ltd、以下「合一公司」)は公平交易委員 会(以下「公平会」)に対して、台湾塑膠工業股份有限公司(Formosa Plastics Corporation、 以下「台塑公司」) と台湾化学繊維股份有限公司 (Formosa Chemicals & Fiber Corp.、以下「台 化公司」)が 20 年以上にわたる取引先である合一公司への原料供給を拒絶したとして通報し た。同委員会は台塑公司等が市場における独占的地位を濫用したと認定して、それぞれ台化公 司に 300 万新台湾ドル、台塑公司に 200 万新台湾ドル、合計 500 万新台湾ドルの過料を科し た。台塑公司等が裁判所に提訴した後、公平会は連敗しており、最高行政裁判所の判決で敗訴 が確定した。

#### Ⅱ 判決内容の要約

最高行政裁判所判決

【裁判番号】104年度判字第53号

【裁判期日】2015年1月29日

【裁判事由】公平交易法

上訴人 公平交易委員会

被上訴人 台湾化学繊維股份有限公司(Formosa Chemicals & Fiber Corp.)

上記当事者間における公平交易法事件について、上訴人は 2014 年 8 月 28 日台北高等行政 裁判所 103 年度訴字第 187 号判決を不服とし上訴を提起した。当裁判所は次のとおり判決す る。

#### 主文

上訴を棄却する。

上訴審訴訟費用は上訴人の負担とする。

## 判決理由の要約

- 一. 上訴人は通報調査結果に基づいて、被上訴人が合一実業股份有限公司(以下「通報者」) に対する芒硝(訳注:硫酸ナトリウムの 10 水塩 Na<sub>2</sub>SO<sub>4</sub>・10H<sub>2</sub>O の俗称) の供給を打ち 切った行為は、独占的事業者による「市場の地位を濫用する行為」に該当し、公平交易法 (訳注:日本の独占禁止法や不正競争防止法に相当) 第10条第4号規定に違反している として、同法第 41 条第 1 項前段規定により 2013 年 8 月 2 日付公処字第 102118 号処分 書(以下「原処分」)を以って被上訴人に対し処分書送達の翌日から直ちに前項違法行為 を停止するよう命じるとともに、300万新台湾ドルの過料に処した。被上訴人はこれを不 服として行政訴願を提起したが、棄却されたため、その後行政訴訟を提起した。原審裁判 所は 103 年度訴字第 187 号判決を以って訴願決定及び原処分を取り消す決定を行ったた め、上訴人は不服とし、その後本件上訴を提起した。
- 1. 原審は以下を以って口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果を斟酌している。
- (一) 独占的事業者そのものは違法ではなく、独占的事業者の不正行為の類型が公平交易法第 10条有4号に規定されている。本件の争点は、被上訴人に原処分で指摘されているよう な公平交易法第 10 条第 4 号に定められる独占的事業者による「その他の市場の地位を濫 用する行為」の構成が有るか否かにある。また行政罰の要件である事実の客観的証明責 任は行政機関に帰すものである。上訴人はさらに被上訴人が独占的事業者による不正行 為禁止規定に違反したとして過料に処している。即ち被上訴人行為が公平交易法第 10 条 の構成要件に該当するか否かを、裁判所が職権により調査してその真偽が不明であった

場合、その不利益は上訴人に帰すべきである。

- (二)通報者が上訴人へ提出した通報書に基づいて、原処分は、被上訴人が通報者に対する芒硝の供給を打ち切った行為は、独占的事業者による市場の地位を濫用する行為であり、公平交易法第10条第4号の規定に違反していると認定しているが、通報者の通報書と被上訴人の主張を調べたところ以下の事が分かった。
  - 1. 通報者は通報書において、それと被上訴人との取引の支払方法は現金振込であり、さらに通報者は商品代を前払いしなければならず、支払い後に被上訴人は納品すると述べており、これは被上訴人が供述している両者の従来の取引方式と合致している。よって長年にわたる取引方式は先に現金振込で商品代を支払い、その後被上訴人が納品するというもので、被上訴人はその他の取引先とも同じ取引条件で行ってきていると述べており、この取引方式には法に合わないところがあるとは認め難い。
  - 2. たとえ2012年7月被上訴人に対して発注しすでに商品代を支払ったにもかかわらず、被上訴人は一部の商品を納品しなかったという通報者の主張が事実だったとしても、被上訴人は通報者と長年にわたって取引があり、かつ被上訴人にはその他に取引先があり、2012年7月27日までに被上訴人はすでに通報者に729トンの芒硝を納品しており、その数量は被上訴人が2012年1月から同年7月までに通報者へ出荷した数量と比べて顕著な減少はなく、2012年7月27日以降、被上訴人は一部の商品(約50余トン)を一時的に通報者に納品できなかったのは事実であるが、これを被上訴人がその芒硝市場における独占的優位を利用し、通報者への供給を打ち切った違法行為であるとすぐに判断するのは、早計の嫌いがある。
  - 3. 被上訴人は通報者と長年にわたって取引関係にあり、もし被上訴人が一時的に納品できないならば、民事債務不履行に基づき被上訴人に契約履行を請求するか、又は別途契約履行の継続を要求するかすることができないわけではない。しかしながら通報者は被上訴人が約定通り契約を履行できなかった後も被上訴人に対して契約履行の継続の請求又は商品供給の継続の要求を行っておらず、1ヵ月近い時間が経ってから、即ち2012年8月24日直接上訴人に対して被上訴人には公平交易法違反があると通報している。被上訴人は2012年7月に上記のとおり一部の芒硝を出荷できなかったが、それはわずか一部分にすぎず、さらに被上訴人はそれが出荷できなかった原因が顧客間の出荷量のバランスを考慮したものであると説明しており、なおこれを以って被上訴人の通報者に対する芒硝供給打切りの状況があるとは認定し難い。
  - 4. 通報者は 2012 年 10 月 17 日に内容証明郵便を以って被上訴人 800 トンの出荷を要求 したが拒絶されたため、被上訴人に芒硝供給打切りの状況があったと述べている。し かしながら、該内容証明郵便の内容から、通報者は内容証明郵便において被上訴人に 対し商品を注文し、10 月 19 日にはすでに 50 トンの商品代 210,000 新台湾ドルをす でに振り込んだことが示されているのみで、双方の取引方式によって行われていなか ったことが分かる。つまり被上訴人は通報者が所定の注文書式を使用せず、取引情報 が説明されていなかったため、被上訴人は取引内容が不明確である大量注文を受ける ことができず、内容証明郵便を発送し、生産販売スケジュールの関係で、該商品を提 供することができない内容を伝えたことは証拠があると認められる。さらに、通報者 が 2012 年 8、9 月に発注しておらず、同年 10 月中旬以降になって従来とは異なる方 式で被上訴人に発注し、翌日から出荷することを要求しており、これは従来の取引方 式に合致していなかった。さらに通報者は2ヵ月にわたり被上訴人に発注していなか ったため、被上訴人には他の生産販売スケジュールがあったことも合理的である。被 上訴人が供給に応えられなかったことは正当な理由が無かったとは言い難く、公平交 易法保護の立法趣旨に対する違背とは認め難い。よって、上訴人が被上訴人と通報者 との取引方式、及び被上訴人が独占的優位を利用して通報者への芒硝供給を悪意を以 って打ち切った意図の有無について考慮せず、被上訴人の違法認定を性急に行った事 は適法ではない。
- (三)被上訴人は、通報者が被上訴人から芒硝を注文する時の取引方式について「発送予定表」に所望の規格、数量、出荷日、顧客名等の資料を記入しなければならず、被上訴人がそれによって始めて需要に応じて受注し出荷スケジュールを入れることを通報者は十分に知っていたと供述している。本件通報者は上訴人が2013年8月2日に行った原処分以降、自ら改めて従来の取引方式に則り「発送予定表」に記入して被上訴人に芒硝を注文しており、「発送予定表」の提出から被上訴人の供述は証拠とすることができる。つまり通報

者が 2012 年 10 月に内容証明郵便で発注したことは、双方の取引における通常の状況に合致しているとは認め難い。よって原処分は通報者の書面による陳述のみで直接被上訴人に通報者に対する芒硝の供給打切りという市場の地位を濫用する意図と行為があったと直接推論したことは、推測憶測に該当し、証拠法則に反しており、適法とは認め難いことを理由として、訴願決定及び原処分をいずれも取り消す。

- 三. 上訴人の上訴趣旨の内容は概ね以下の通りである:
- (一)上訴人が制定した「公平交易委員会の公平交易法第 24 条案件に対する処理原則(訳注: 現行の「公平交易委員会の公平交易法第 25 条案件に対する処理原則」)」第 2 点の趣旨 からも分かるように、上訴人は「取引秩序に影響するに足りる」という前提があって始 めて事業者が契約争議により関わった競争制限や不公正競争の行為に介入できる。上訴 人は公平交易法を執行するものであり、事業者の私法契約争議の処理に直接干渉するも のではなく、事業者の契約内容と争議が競争制限及び不公平競争の行為に関わるとき、 上訴人は公平交易法により行政責任を追及してもよく、公平交易法違反の私法契約効力 については、上訴人が処理すべきものではない。さらに独占的事業者の供給打切り行為 を認定するときは、独占的事業者に関しては強大な市場の地位を有するため特殊な義務 を課して、その契約締結の自由関連の減縮を行うべきであるという競争法の目的を全般 的に考慮すべきであり、従来の民事契約法及び私法契約自由原則のみを以って評価すべ きものではない。また独占的事業者による正当な理由のない「供給拒絶」行為は、市場 競争の秩序に影響する又は損なうに足るもので、明示的、黙示的、又は意思表示をしな い場合を問わず、一時的又は長期的な供給拒絶はいずれも供給拒絶行為を構成する。業 者が「意思表示をしたことがない」又は「後日の供給する可能性を排除しない」ことを 理由として「供給拒絶」を構成しないと認定することはない。本案の原処分が非難する 対象は当初から、通報者と被上訴人との間の「芒硝の受渡による債務紛争」という私権 争議ではなく、「被上訴人の通報者に対する芒硝供給打切りの行為が独占的事業者による 市場の地位を濫用する行為に該当すること」である。しかしながら原判決は民事契約履 行の角度からのみ評価して被上訴人に別の生産販売スケジュールがあることは合理的で あると認定し、被上訴人の供給拒絶行為は「正当な商業的理由」に該当すると誤認して おり、当事者双方の市場における力量が特殊であることを無視し、公平交易法の規範特 性及び法理を顧みないものである。また、民事債務の不履行を以って係争の「独占的事 業者の供給拒絶」の行為を解釈している。原判決では通報者が従来の取引方式に従わず、 取引情報を記載していないため、民法の形式上の契約申込みの概念を以って競争法行為 違反を解釈しており、その認定は明らかに「供給拒絶」の意味を誤解していること等は、 いずれも法令適用が不適切であるという誤りがある。
- (二)被上訴人の通報者にする芒硝の供給打切りは独占的事業者による市場の地位を濫用する 行為に該当し、公平交易法第10条第4号規定に違反している。
  - 1. 2011 年に被上訴人は国内で唯一の芒硝製造者であった。上訴人の産業データベースによると、その販売額が国内市場販売総額(芒硝の輸入総額を含む)に占める割合は76.49%であり、1位だった。一方、被上訴人の原審起訴状内容によると、芒硝の中国大陸地区からの輸入量を加えると、被上訴人の2011 年国内芒硝市場における市場シェアは73.26%に達している。(上記の)異なる情報出所に基づいて、国内の芒硝輸入状況を併せて考慮しても、いずれも2分の1以上に上っており、公平交易法第5条の1規定により、被上訴人は2011年に国内芒硝市場において独占的事業者であった。
  - 2. また被上訴人はビスコースステープルファイバー(訳注: 芒硝はビスコースステープルファイバー生産時に生じる副産物)減産に対応して、芒硝の生産販売スケジュールを調整しなおす必要があり、一時的に芒硝を通報者に提供できなかった云々と供述している。しかしながら被上訴人の 2011 年及び 2012 年の月別芒硝生産量をみると、2012 年 8 月 (被上訴人は 2012 年 8 月 1 日から通報者に対する芒硝販売を停止している)から被上訴人の芒硝生産量はいずれも前年同月を上回っており、2012 年 8 月 1 日以後人が芒硝の供給を減少した状況はみられない。また被上訴人は 2012 年 8 月 1 日以後なお芒硝をその他の主な取引相手方に販売し続けており、合禮企業股份有限公司(販売量は 2011 年比で 1,963 トン増、つまり 25.68%増)、三徳企業股份有限公司(販売量は 2011 年比で 1,438 トン増、つまり 28.46%増)、台塑生医股份有限公司及び台湾玻璃工業股份有限公司等の事業者が含まれ、その他の取引相手方に対して生産販売スケジュ

- 一ルの調整により芒硝の販売を停止しておらず、通報者に対してのみこれを理由に納品を打ち切ったことは独占的事業者による優位な立場の濫用を具体的に表すものである。しかしながら原判決は「被上訴人がいう生産販売スケジュールの調整という要因を、上訴人は究明していない」とし、また採用しない理由も説明していないため、明らかに法令違背がある。
- 3. また被上訴人は、通報者が 2012 年 10 月 18 日に発送した内容証明郵便の内容に基づいて芒硝 800 トンを販売しなかったのは、通報者の注文量が多すぎる上、所定の注文書式によるものではなかった云々と主張している。しかしながら被上訴人は 2011 年に月平均で 734.25 トンを通報者に販売しており、2012 年 7 月も被上訴人は 729 トンの芒硝を通報者に販売しているため、800 トンの発注量は非合理的ではない。内容証明郵便に芒硝の規格や納品先等の資料が記載されておらず、被上訴人は生産販売スケジュールの調整を理由に受注を一方的に拒絶したが、原判決は「通報者は 2 ヵ月にわたり被上訴人に発注していなかったため、被上訴人には他の生産販売スケジュールがあったことも合理的である。公平交易法保護の立法趣旨に対する違背とは認め難い」としており、これは公平交易法第 10 条第 4 号の独占的事業者の不正行為を禁止する立法趣旨を誤解しているもので、法令適用の不適切及び判決の理由不備という誤りが明らかに有る。
- (三) また被上訴人の「供給拒絶」の行為は、通報者が内容証明郵便で納品を要求した時に初めて発生したものではなく、本件被上訴人による供給打切りの行為は 2012 年 7 月 28 日すでに発生している。通報者が 2012 年 10 月 18 日に内容証明郵便で被上訴人に対して芒硝 800 トンを発注し、被上訴人に対して翌日に出荷するよう要求したのは、通報者が双方の芒硝取引過程に未熟であるということではなく (2012 年 7 月までに双方は 27 年近く取引している)、通報者は被上訴人が 2012 年 7 月 28 日に電話で一時的に芒硝を提供できないと通知して以来なお出荷を停止しているのか否かを確認するためのものであり、即ち被上訴人の供給拒絶行為に正当な商業的理由があるか否かを論じる時、基準点は被上訴人が内容証明郵便に返信した時点ではない。原審はこの論理の誤りに気付かず、正当な商業的理由、取引の慣例等無関係な理由を本案の事実に誤って適用しており、原判決には明らかに法令適用が不適切であるという誤りがあり、包摂過程も論理法則に違反していること等により、原判決の破棄と、訴願決定及び原処分の維持を請求する。
- 四. 当裁判所が調べたところ、原判決が上訴人の請求を棄却したことは法に合わないところが ない。ここに上訴の趣旨について以下の通り論断する。
  - (一) 行政罰要件である事実の客観的証明責任は行政機関に帰す。
  - (二) 商品の売買は双方の意思表示が合致して始めて成立する契約行為である。 被上訴人は顧 客と芒硝の取引に従事し、顧客は先に現金振込をしなければならない他、所定の書式の 「発送予定表」に所望の規格、注文量、出荷日、納品先名称等の資料を記入し、電子メ ール又はファクシミリで「発送予定表」を被上訴人に提出しなければならず、それによ って被上訴人は通報者の要求に基づき受注を確認して出荷スケジュールを組むことがで きる。上訴の趣旨に、通報者は 2012 年 10 月 18 日に内容証明郵便で被上訴人に対して 芒硝 800 トンを発注し、被上訴人に対して翌日に出荷するよう要求したことは、通報者 が双方の芒硝取引過程に未熟であるということではなく(2012年7月までに双方は27 年近く取引している)、通報者は被上訴人が 2012 年年 7 月 28 日に電話で一時的に芒硝を 提供できないと通知して以来なお出荷を停止しているのか否かを確認するためのもので ある云々と指摘しており、通報者の上記内容証明郵便が長年にわたる取引方式で被上訴 人に対し契約に基づき発注したものではない事実を証明している。さらにこのような被 上訴人と顧客との間における芒硝取引で行われる約定及び慣行は、公平交易法第 1 条に 示されている「取引秩序と消費者利益を保護し、公正な競争を確保し、経済の安定と繁 栄を促進する」という立法趣旨に違背するものではなく、売り方が独占的な市場の地位 にあるからといって、無条件で(契約締結の自由関連の)減縮を強制する理由はない。
  - (三)係争原処分を参照すると、通報者が主張する被上訴人が2012年7月末現在で通報者に対し相当の価値の化学原料が未納であることについては、当事者間の私権争議であり、司法による解決が望ましく、公平交易法とは関わりがない。被上訴人が通報者に現金振込で商品代を前払いするよう要求することは、事業者の営業の自由の範疇だといえる。さらに調べたところ、前記の「商品代支払い後に出荷」の方法が通報者に対する差別待

- 遇であり、取引条件を濫用する行為があったと認定できる具体的証拠はなく、公平交易法が問うものでもない(原審ファイル 29 ページを参照)。したがって、通報者が述べる被上訴人の「商品代支払い後に出荷」という要求は、原処分を行う依拠及び理由とはならない。したがって、被上訴人が 2012 年 7 月末現在で通報者に対し 50 トンの芒硝が未納であり、7 月 27 日に電話で一時的に供給ができないと通知したことは公平交易法とは関わりがなく、双方のこの係争に関する主張及び抗弁は原処分とは無関係であり、上訴の理由とすることはできないことを、ここに併せて述べる。
- (四)被上訴人と通報者との芒硝取引については、2012年7月末被上訴人が通報者に出荷し た後、通報者は同年8、9月に被上訴人に対して発注しておらず、その後通報者は2012 年 10 月 17 日に内容証明郵便で被上訴人に発注し、被上訴人に対して翌日(18 日)から 800 トンの芒硝を供給するよう要求したが、上記の振込による先払いと「発送予定表」に おける発注の製品規格、出荷工場、納品の期日と場所等の記載という取引方式に則って いなかった。被上訴人は通報者が所定の注文書式を用いず、発注の製品規格、出荷工場、 納品の期日と場所を説明していないため、不明確な取引を受理できず、内容証明郵便で 生産販売スケジュールを理由に該製品を供給できないと通報者に返答している。さらに 通報者は 2012 年 10 月 23 日内容証明郵便で被上訴人に、同年 10 月 19 日に 210,000 新 台湾ドルを振り込み、上記 800 トンの注文の中の 50 トン分の商品代を支払ったため、被 上訴人に出荷するよう請求したが、通報者はなおも上記「発送予定表」を記載する方式 を用いておらず、被上訴人も内容証明郵便で別に生産販売スケジュールがあり該注文申 込みを受理できないので、その振込額を通報者へ返金すると返答した等の状況は、原判 決が証拠調べの弁論結果によって確定した事実である。原判決は、通報者が 2012 年 8、 9 月いずれも被上訴人に発注しておらず、被上訴人は当然商品を供給できず、通報者が同 年 10 月中旬以降になって以前とは異なる取引方式で発注し、翌日からすぐに供給するこ とを要求したのは確かに従来の取引方式とは異なり、且つ通報者が 2 ヵ月間被上訴人に 発注してことにいないため、被上訴人が別の生産販売スケジュールが入っていると述べ ることは合理的であり、従って、被上訴人が注文を受けられなかったことに正当な理由 がなかったとは言い難く、法に合わないところはない。次に被上訴人が顧客と行ってい る芒硝の取引を調べると、顧客は明確に所定の書式がある「発送予定表」に所望の規格、 注文量、出荷日、納品先名称を記入し、電子メール又はファクシミリで「発送予定表」 を被上訴人に提出しなければならないことは前述のとおりである。このような売買契約 の要式はすでに長年にわたる取引方式であり、従わない道理はない。上訴人はこれによ り被上訴人には通報者に対して芒硝供給を打ち切った状況があると認定しているが、こ れは被上訴人と通報者の長年にわたる契約自由の本旨に合わないだけではなく、さらに このような売り手に対する長年の取引方式に合わない契約申込みは先に(売り手が)買 い手に補正を請求して始めて供給の義務を拒絶できるという関連の規範を、上訴人が根 拠として提出しておらず、上訴人のこの主張は採用できない。
- (五)通報者の 2012 年 10 月 17 日及び 23 日付内容証明郵便による芒硝の注文については、 通報者が長年の取引方式に則った注文申込みを行っていない上、通報者は送達の翌日か ら 800 トンを納品するよう要求しており、被上訴人には別の生産販売スケジュールが入 っていたことにより、上記契約申込みを受理できなかったは前述のとおりである。通報 者が確かに 2012 年 8、9 月いずれも被上訴人に対して発注していなかったことは争わな い事実であることは前述の通りである。上訴の趣旨で述べられているようなその他の主 な取引相手方に対する販売量がいずれも増加していることは、被上訴人がいう別の生産 販売スケジュールがあることを証明できるもので、虚偽ではない。確かに上訴人が述べ るとおり、被上訴人が出荷したその他の対象は主な取引相手先でもある。その地位は通 報者と比べて特別ではなく、被上訴人がその他の主な取引相手先に供給するとき、一般 的な状況から斟酌して、上記の主な取引相手先も長年の取引方式に則って注文申込みを 行わないと、被上訴人は商品供給を承諾しないはずである。上訴人は被上訴人がその他 の主な取引相手先に供給するときに被上訴人がその他の取引相手方による長年の取引方 式に則らない契約申込みについて特別に供給を承諾したという関連の証拠を提出してお らず、被上訴人が通報者による取引方式に則らない契約申込みに対して商品供給を承諾 することを拒絶したことだけで、被上訴人に独占的事業者として市場の地位を濫用する 行為が有ったと認定したことには根拠がない。
- (六)被上訴人が 2012 年 7 月 27 日通報者に電話で「一時的に芒硝を供給できない」と通知

したことは、2012 年 7 月末現在で被上訴人が 50 トンの芒硝を未納である部分についての返答であり、被上訴人が上記 50 トンの芒硝を一時的に提供できない状況は原処分によって当事者間の私権争議であると認定されており、司法による解決が望ましく、公平交易法とは関わりがないことだと認定されたのは前述の通りで、被上訴人が市場の地位を濫用したと認定する理由の一つとはできない。通報者が 2012 年 10 月 18 日に内容証明郵便で被上訴人に対して芒硝 800 トンを発注したことは、被上訴人が 2012 年 7 月 28 日に電話で芒硝を供給できないと通知して以来なお供給を停止しているかどうかを確信するためのものであるということについては、通報者の上記内容証明郵便が長年の取引方式に則り被上訴人に対して契約に基づいて発注したものではなく、且つその真意が契約申込みではなく、通報者は契約申込みを提出していないのと同じであり、被上訴人に商品供給を承諾する義務がないことは明らかで、上訴の趣旨が、被上訴人がこれ以降通報者に対して商品を供給をしないと判断した通報者の主観的憶測を以って被上訴人による市場の地位の濫用に対する論拠とすることは、明らかに採用するに足りない。

- (七)最後に被上訴人が通報者に商品を供給せず、通報者は被上訴人の取引相手先から間接的に芒硝を入手し、川下業者に販売し続けたものの、その後芒硝の販売量の減少により通報者の取引コストとリスクが高まり、通報者が国内芒硝市場での競争に参加するのを排除する可能性が大幅に高まったことは、経験の法則から斟酌して信用できる。しかしながらこの結果は通報者が長年にわたる取引方式に則った注文申込みを行わなかったことでもたらされたもので、その原因は通報者自身にあり、被上訴人にその責任を負わせることはできない。被上訴人による取引拒絶は通報者に損害を与えることを目的としたものだという上訴人の指摘は明らかに根拠がないもので、採用できない。
- (八) 以上をまとめると、本件被上訴人が通報者による従来の取引方式に則らない契約申込みに対して後日の「供給打切り」行為を行っておらず、通報者による従来の取引方式に則らない契約申込みに対して「今回の契約申込みに対して供給を拒絶する」とのみ意思表示したものであり、上訴人の原審における主張がいかに採用できないかの証拠の取捨判断等については、原判決はいずれも詳細に論断しており、その法規の適用と本件が適用すべきものに違背はなく、判例解釈とも抵触がなく、法規の不適用や適用法規の不適切という法令違背の状況はない。上訴人の上訴は原審において提出したが採用されなかった主張を繰り返すもの、又は自己の異なる法律見解であり、理由がなく、棄却すべきである。
- 五. 以上の次第で、本件上訴には理由がない。行政訴訟法第 255 条第 1 項、第 98 条第 1 項前 段により、主文のとおり判決する。

2015年1月29日

最高行政裁判所第四法廷

裁判長 侯東昇

裁判官 江幸垠

裁判官 沈應南

裁判官 楊得君

裁判官 闕銘富

#### Ⅲ 判決内容の要約

最高行政裁判所判決

【裁判番号】104年度判字第54号

【裁判期日】2015年1月29日

【裁判事由】公平交易法

## 上訴人 公平交易委員会

被上訴人 台湾塑膠工業股份有限公司

上記当事者間における公平交易法事件について、上訴人は 2014 年 8 月 28 日台北高等行政 裁判所 103 年度訴字第 223 号判決を不服とし上訴を提起した。当裁判所は次のとおり判決す る。 主文

上訴を棄却する。

上訴審訴訟費用は上訴人の負担とする。

#### 判決理由の要約

- 一. 上訴人は以前の通報調査報告に基づいて、被上訴人は合一実業股份有限公司(以下「通報者」)に対して苛性ソーダを販売する原料メーカーであり、国内苛性ソーダ市場における独占的地位を利用して、正当な商業的理由なくして通報者に対する苛性ソーダの供給を一方的に打ち切ったことは、独占的事業者による「市場の地位を濫用する行為」に該当し、公平交易法第10条第4号規定に違反するため、同法第41条第1項前段規定により2013年8月2日付公処字第102119号処分書(以下「原処分」)を以って被上訴人に対し処分書送達の翌日から直ちに前項違法行為を停止するよう命じるとともに、200万新台湾ドルの過料に処した。被上訴人はこれを不服として行政訴願を提起したが、棄却されたため、その後行政訴訟を提起した。原審裁判所は103年度訴字第223号判決を以って訴願決定及び原処分を取り消す決定を行ったため、上訴人は不服とし、その後本件上訴を提起した。
- 二. 原審は以下を以って口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果を斟酌している。
- (一)独占的事業者そのものは違法ではなく、独占的事業者の不正行為の類型が公平交易法第 10条有4号に規定されている。本件の争点は、被上訴人に原処分で指摘されているよう な公平交易法第10条第4号に定められる独占的事業者による「その他の市場の地位を濫用する行為」の構成が有るか否かにある。また行政罰の要件である事実の客観的証明責任は行政機関に帰すものである。上訴人はさらに被上訴人が独占的事業者による不正行 為禁止規定に違反したとして過料に処している。即ち被上訴人行為が公平交易法第10条 の構成要件に該当するか否かを、裁判所が職権により調査してその真偽が不明であった 場合、その不利益は上訴人に帰すべきである。
- (二)通報者が上訴人へ提出した通報書に基づいて、原処分は、被上訴人が通報者に対する化学原料の供給を打ち切った行為は、独占的事業者による市場の地位を濫用する行為であり、公平交易法第10条第4号の規定に違反していると認定しているが、通報者の通報書と被上訴人の主張を調べたところ以下の事が分かった。
  - 1. 通報者は通報書において、それと被上訴人との取引の支払方法は現金振込であり、さらに通報者は商品代を前払いしなければならず、支払い後に被上訴人は納品すると述べており、これは被上訴人が供述している両者の従来の取引方式と合致している。よって長年にわたる取引方式は先に現金振込で商品代を支払い、その後被上訴人が納品するというもので、被上訴人はその他の取引先とも同じ取引条件で行ってきていると述べており、この取引方式には法に合わないところがあるとは認め難い。
  - 2. 被上訴人は、通報者との取引方式は従来どおり四半期毎に契約を締結しており、通報 者は近年(契約で約定した量に対して)実際に履行(消化)した量が深刻に不足して いることについては、いずれも被上訴人と通報者の間で締結された販売確認書で確認 でき、被上訴人の供述には根拠があると認定できる。即ち被上訴人の主張の採用の可 否については、上訴人による調査、審査、認定が必要であるが、上訴人は更なる査証 をせずに被上訴人が係争化学材料の供給を拒絶した行為は明らかに正当な商業的理由 がないと認定している云々、と主張している。これは事実認定が証拠に基づいていな いという誤りがあり、さらに行政程序法(行政手続法)第9条及び第36条に違反し ている。また通報者が確かに(契約量を)十分に消化していないのであれば、被上訴 人が商業的な考慮から、すでに締結した契約を履行した後、第4四半期に一時的に通 報者と契約を継続しないと決定することは公平交易法の立法趣旨に違背しているとは 言い難い。さらにファイルには通報者が被上訴人に対して提出した 2012 年度第 4 四 半期契約書の証明書類がなく、被上訴人は第3四半期の契約満了が間近であるときに 通報者は従来どおり翌四半期の契約申込みを行わなかったということであり、被上訴 人は言うまでもなく承諾できず、よって被上訴人が第4四半期により適当な販売業者 を捜したり輸出を計画したりすることは、正常で合理的な商業的考慮であり、市場の 地位の濫用ではなく、合理的である。
  - 3. 通報書において、通報者は2012年10月17日に内容証明郵便で被上訴人に対して苛

性ソーダ(フレーク状)300トン、苛性ソーダ(液体)50トン、及び苛性ソーダ(ビーズ状)50トンを発注し、翌日出荷するよう要求し、さらに同月23日に再び内容証明郵便で被上訴人に同月25日に出荷するよう要求したが拒絶され、被上訴人には供給打切りの状況があると述べている。しかしながら、該内容証明郵便の内容から、通報者が双方の定めている予約注文方式に則って行っておらず、2012年第4四半期が始まる前月の14日以前に提出しなかったため、被上訴人は内容証明郵便で双方の契約関係は2012年9月30日(即ち第3四半期販売確認書の期間満了時)に消滅しており、別に生産販売スケジュールがあるため、一時的に製品を通報者に供給する計画はない云々と返答しており、これは合理的であり、採用すべきである。

(三) 通報者は 2012 年 11 月から上訴人による原処分の処分日(2013 年 8 月 2 日) までの間 に被上訴人に対して苛性ソーダを注文しておらず、ファイルにも被上訴人がこの期間内 に通報者に対する苛性ソーダの販売を拒絶したという如何なる事実証拠もなく、通報者 は被上訴人が再び供給しないと主観的に判断して発注しなかったため、確かに被上訴人 に供給拒絶の意図と行為があったとは認め難い。被上訴人が 2012 年 10 月 1 日から通報 者に対する苛性ソーダの販売を中止し、原処分まで供給を再開しておらず、その期間は 10 ヵ月に及ぶ等と上訴人が認めたことも根拠がない。さらに被上訴人は、通報者との苛 性ソーダ取引方式は「販売確認書」及び取引情報を記入することになっており、それに よって被上訴人は受注及び出荷を確認でき、通報者はそれを熟知しているはずである。 しかしながら通報者は2012年第3四半期契約が満了となる以前に第4四半期の契約を結 んでおらず、2012 年 10 月に内容証明郵便で直接被上訴人に対して発注し、すぐに出荷 するよう要求しており、双方の正常な取引状況であるとは確かに認め難く、被上訴人の 拒絶が公平交易法第 10 条第 4 号規定に違反しているとは認め難い。 原処分は通報書のみ によって行われ、被上訴人の主張の採用の可否を調査して明らかにせずして、被上訴人 が通報者に対する苛性ソーダの供給を拒絶したという市場の立場を濫用する意図と行為 があったと推論しており、これは推測に該当し、証拠法則に反し、適法とは認め難いこ とを理由として、訴願決定及び原処分をいずれも取り消す。

#### 三. 上訴人の上訴趣旨の内容は概ね以下の通りである:

- (一) 独占的事業者の供給打切り行為を認定するときは、独占的事業者に関しては強大な市場 の地位を有するため特殊な義務を課して、その契約締結の自由関連の減縮を行うべきで あるという競争法の目的を全般的に考慮し、従来の民事契約法及び私法契約自由原則の みを以って評価すべきものではない。また独占的事業者による供給拒絶の行為、特に長 期に取引がある既存の顧客に対する供給拒絶の行為は、独占的地位を濫用する行為と推 定されるべきであるため、先進各国では立法上及び法執行上のいずれにおいても「供給 拒絶」又は「取引拒絶」を以って独占的事業者が市場の独占的立場を濫用する典型的な 反競争行為として厳格に規範されている。また独占的事業者による正当な理由のない「供 給拒絶」の行為は、市場競争の秩序に影響する又は損なうに足るもので、明示的、黙示 的、又は意思表示をしない場合を問わず、一時的又は長期的な供給拒絶はいずれも供給 拒絶行為を構成し、業者が「意思表示したことがない」又は「後日の供給する可能性を 排除しない」ことを理由として「供給拒絶」を構成しないと認定することはない。本案 の原判決が民法の概念を以って競争法に違反する係争行為を解釈することは、即ち競争 法の「独占的事業者の供給拒絶」行為が規範される意味と認定に対して誤解がある。ま た形式上の契約申込みの存否のみを以って被上訴人の供給拒絶行為を否定することは供 給拒絶の意味を誤解するもので、適用法令の解釈に誤りがある。さらに原判決は、被上 訴人の供給拒絶行為が「正当な商業的理由」に該当すると誤認しており、公平交易法の 規範特性及び法理を顧みないものであり、事実認定は論理法則に反し、いずれも法令適 用が不適切であるという誤りがある。
- (二)被上訴人は原審の調査過程において、「通報者が(契約で約定した量に対して)実際に消化した量が不足していること等の要因により2012年10月1日から苛性ソーダ(フレーク状)、苛性ソーダ(ビーズ状)、苛性ソーダ(液体)の販売を停止することを『決定』した」という供述事実を認め、関連の事実証拠を提出しており、これから被上訴人が「自ら」供給を拒絶したことを証明でき、被上訴人がその後述べているように通報者の契約申込みを受け取っていないため契約の成立に至らなかったということではない。しかしながら原判決はこれを斟酌しておらず、明らかに判決の理由不備と重要証拠を斟酌して

いないという誤りがある。

- (三) さらに訴外人の台湾化学繊維股份有限公司は 2012 月 7 月 27 日から通報者に対する芒硝の販売を停止しており、訴外人の台塑生医科技股份有限公司は同年 8 月 1 日から通報者に対するスルホン酸、スルホン酸ナトリウム及び SLES 等化学原料 3 品目の販売を停止している。本案被上訴人は同年 10 月 1 日から通報者に対する苛性ソーダ(フレーク状)、苛性ソーダ(ビーズ状)、苛性ソーダ(液体)、プラスチックペレット、炭酸カルシウム、TAICAL(炭酸カルシウムマスターバッチ)等 6 品目の化学原料の販売を停止している。訴外人の南亞塑膠工業股份有限公司は同年 10 月 1 日から通報者に対する可塑剤の販売を停止している。また、本案被上訴人、台湾化学繊維股份有限公司、台塑生医科技股份有限公司、南亞塑膠工業股份有限公司等は同じく台塑グループの事業群メンバーであり、これらの事業者は近い時期に通報者に対する係争化学原料の販売を停止しており、通報者が長期にわたって化学原料を主な販売品目としてきたため、通報者自身が短期期間に契約継続を中止したり、自ら商機を断ち切ったりする理由があるとは考え難い。原判決はこれを察せず、直接契約申込書の存否という一つの事実だけを以って被上訴人の供給拒絶の事実を否定しており、さらに上訴人が提出した証拠を斟酌しておらず、重要な証拠の審理不尽、判決の理由不備という違法と事実認定の論理則及び経験則の違反がある。
- (四)本件被上訴人の「供給拒絶」行為は、通報者が内容証明郵便で出荷を要求した時に初めて発生したものではなく、すでに 2012 年第 3 四半期に発生している。被上訴人の供給拒絶行為に正当な商業的理由があるか否かを論じる時、基準点は被上訴人が第 4 四半期に内容証明郵便に対して返信した時点ではない。通報者は 2012 年 10 月 17 日に内容証明郵便で被上訴人に対して発注し、被上訴人に対して翌日に出荷するよう要求しており、通報者は同月 23 日に内容証明郵便で被上訴人に同月 25 日に出荷すること等を要求している。また通報者が双方の苛性ソーダの取引過程に未熟であるということではなく(双方は 26 年近く取引している)、通報者が被上訴人になお出荷を停止しているを確認するために行ったものである。原判決はこの論理の誤りに気付かず、取引の慣例に違反していること、別に生産販売スケジュールがあること等の無関係な理由を本案の事実に誤って適用しており、(原判決には)明らかに法令適用が不適切であるという誤りがあり、包摂過程も論理法則に違反していること等により、原判決の破棄と、訴願決定及び原処分の維持を請求する。
- 四. 当裁判所が調べたところ、原判決が上訴人の請求を棄却したことは法に合わないところが ない。ここに上訴の趣旨について以下の通り論断する。
- (一) 行政罰要件である事実の客観的証明責任は行政機関に帰す。
- (二) 商品の売買は双方の意思表示が合致して始めて成立する契約行為である。 通報書による と、通報者は 1985 年から被上訴人と苛性ソーダの取引に従事してきた。 通報者は先に商 品代を現金振込しなければならない他、従来どおり四半期毎に契約を締結し(即ち、四 半期開始日の前月 14 日以前には、翌四半期の販売確認書という契約申込みを提出しなけ ればならず、それに毎月の契約量を記載して被上訴人が承諾するか否かの審査に供し、 それによって被上訴人は始めて貨物を供給するものである。被上訴人が原審にて提出し たそれと通報者との間で交わした 2012 年 6 月 11 日付販売確認書を調べると、通報者が 被上訴人と約定した商品名規格、内容、価格、配送条件、配送期限、包装等が明記され、 さらに「遅くとも6月14日までに返送していただきたい」等内容が記載されている。被 上訴人はその他の顧客とも販売確認書を使用している事実を斟酌し、原判決では、通報 者が被上訴人から苛性ソーダを購入したければ、先に現金振込を行い、かつ従来どおり 四半期毎に契約を結ぶ必要があることは信用でき、法に合わないところはないと認定さ れた。このような被上訴人と顧客との間における苛性ソーダ取引で行われる約定及び慣 行は、公平交易法第 1 条に示されている「取引秩序と消費者利益を保護し、公正な競争 を確保し、経済の安定と繁栄を促進する」という立法趣旨に違背するものではなく、売 り方が独占的な市場の地位にあるからといって、無条件で(契約締結の自由関連の)減 縮を強制する理由はない。
- (三)係争原処分を参照すると、通報者が主張する被上訴人が2012年7月末現在で通報者に対し相当の価値の化学原料が未納であることについては、当事者間の私権争議であり、司法による解決が望ましく、公平交易法とは関わりがない。被上訴人が通報者に現金振込で商品代を前払いするよう要求することは、事業者の営業の自由の範疇だといえる。

- さらに調べたところ、前記の「商品代支払い後に出荷」の方法が通報者に対する差別待 遇であり、取引条件を濫用する行為があったと認定できる具体的証拠はなく、公平交易 法が問うものでもない。したがって、通報者が述べる被上訴人の「商品代支払い後に出 荷」という要求は、原処分を行う依拠及び理由とはならないことを、ここに併せて述べ
- (四)調べたところ、被上訴人と通報者との間で交わされた 2012 年第3四半期契約履行期間 は2012年7月から9月までであり、被上訴人はいずれも契約どおり納品していることは、 ファイルに附されている販売確認書で証明できる。さらに上訴人の訴訟代理人は原審の 審理において、「通報者は9月以前に原告(ここでは被上訴人)が供給を拒絶した証拠を 提出しておらず、被告(ここでは上訴人)も提出できず、通報者が原告にとってそれら の化学原料の取引相手方であり、原告から購入する需要があり続けるだろうと被告は推 論している」こと等を認めている。これに基づき通報者が 2012 年 8 月 24 日通報書を以 って被上訴人がそれに対する苛性ソーダ供給を打ち切ったと通報した事、及び原処分で 述べられている通報者が 2012 年 9 月 15 日にはすでに被上訴人がそれに対する苛性ソー ダの販売を停止することを知っていた事は、被上訴人が上記期日において通報者に対す る苛性ソーダ供給をなおも提供し続けていた上、通報者が上訴人に通報した時、被上訴 人と通報者は第 3 四半期にあり取引進行中でもあったため、被上訴人が苛性ソーダの供 給を打ち切った状況は発生していない。
- (五)次に調べたところ、通報者が2012年第3四半期の契約が満了となる以前に、約定期限 内に被上訴人に対して署名した2012年第4四半期契約書を提出していないという証明資 料について、上訴人の訴訟代理人は原審での審理において、「通報者は第4四半期の販売 確認書を提出したと述べているが、原告は第 4 四半期の販売確認書を受け取っていない と主張しており、双方の主張が食い違う中、被告は通報者が原告にとってそれら化学原 料の主な取引相手方であり、それには原告から購入し続ける需要があると推論できる」 等と述べている。この種の推論は通報者が被上訴人に対して 2012 年大四半期に苛性ソー ダ購入の契約申込みを提出した証拠とすることはできない。被上訴人は通報者が従来の スケジュールどおり、四半期開始前月の14日以前に翌四半期の契約申込みを提出してお らず、被上訴人は言うまでもなく承諾できず、よって被上訴人がより適当な販売業者を 捜したり輸出を計画したりすることは、正常で合理的な商業的考慮であり、市場の地位 の濫用ではない等と原判決が認定したことは、調査により法に合わないところはない。 上訴の趣旨は被上訴人と通報者の取引期間が 26 年に達しており、通報者がスケジュール どおり販売確認書を提出したか否かを勝手に判断することは無関係の推論であり、根拠 がないものである。
- (六)さらに調べたところ、通報者は 2012 年 10 月 17 日に内容証明郵便で被上訴人に対して 苛性ソーダ(フレーク状)300トン、苛性ソーダ(液体)50トン、及び苛性ソーダ(ビ 一ズ状)50 トンを発注し、翌日出荷するよう要求し、同月 23 日に再び内容証明郵便で 被上訴人に同月 25 日に出荷するよう要求している。しかしながら、該内証明郵便の内容 から分かるように、通報者が従来の取引方式で行っておらず、2012 年第 4 四半期開始の 前月 14 日以前(2012 年 9 月 14 日以前)に販売確認書を提出しなかった。原判決は、通 報者のこの行為は完全に被上訴人がすでに定めていた当月の生産販売計画を全く配慮し ておらず、被上訴人は通報者に返答した内容証明郵便で、それと通報者との間では四半 期毎に販売確認書を以って取引を行っているが、双方の契約関係は 2012 年 9 月 30 日(即 ち第 3 四半期販売確認書の期間満了時)に消滅しており、別に生産販売スケジュールが あるため、一時的に製品を通報者に対して供給する計画はない云々と記載しており、こ れは合理的であり、採用すべきである。被上訴人が供給に応えられなかったことに正当 な理由がなかったとは言い難く、商慣習において注文の申込みを拒絶する正当な理由が あったと認められ、法に合わないところはない。前述の被上訴人が通報者に返信した内 容証明郵便は 2012 年 10 月 17 日及び 23 日に従来の取引方式で行わなかった注文の申込 みのみを拒絶したものであり、通報者が後日提出する個別の注文を排除すること又は供 給を打ち切ることを表明したものではなく、つまり被上訴人が通報者の内容証明郵便に よる注文を拒絶したことは、単に通報者が従来の方式で購入申込みをしなかったことに より供給を「停止する」意思表示にすぎず、なおもこれを被上訴人が「供給打切り」を 行った証拠とは認められず、被上訴人には通報者に対する苛性ソーダ供給打切り行為が あったと原処分がにわかに認定したことには独断の嫌いがある、と原判決は認定してお

- り、調査した結果法に合わないところはない。さらに本件通報者が 2012 年 11 月から上訴人による原処分(2013 年 8 月 2 日)までの間、被上訴人に対して苛性ソーダの発注をしていないことは、双方が争うところではなく、原判決が確定した事実である。また、被上訴人が 2012 年 11 月から 2013 年 8 月までの間に通報者に対する苛性ソーダ販売拒絶を行ったいかなる証拠もなく、被上訴人が 2012 年 10 月 1 日に通報者に対する苛性ソーダ販売を停止し始めてから上訴人が本案について処分を行うまでの間に供給が再開されず、10 ヵ月以上に達した、とする上訴の趣旨における主張も証拠がない。
- (七)被上訴人と通報者の間の「販売確認書」には毎月の出荷量が記載され、売買双方はいか なる事情があろうとも契約により契約量をすべて提供・消化しなければならないと約定 されているが、通報者の契約量の未消化の状況は年々悪化し続け、(未消化の割合は)2010 年の 14%から 2012 年の 21%へ上昇し、他社の 4%未満と比べると、通報者の未消化の 状況は被上訴人のすべての取引相手方の中で最も深刻なものであり、企業統治原則に基 づき、在庫と値下がりのリスクを回避するため、通報者との販売確認書の内容を検討し て経営効率を高める必要があったこと等の状況があった。しかし調べたところ、契約に 基づいて苛性ソーダが注文されなかったことは、被上訴人は寧ろ苛性ソーダをその他の 顧客に提供してもよく、通報者に提供したくない主な要因だったが、通報者は 2012 年 10 月 1 日から原処分日まで被上訴人に対して 30 年来約定してきた取引方式に基づき苛 性ソーダを注文しておらず、被上訴人は通報者に対してその注文の義務と可能性を一方 的に請求していない。したがって上訴人は、通報者による苛性ソーダの契約購入量が未 消化だったという被上訴人の主観的嫌悪の意思を以って、被上訴人と通報者の間で 2012 年 10 月 1 日以降苛性ソーダの取引がなかったのは、即ち、被上訴人が供給を打ち切ると いう市場の地位を濫用したものであると上訴人が認定したことは、相当の因果関係を示 す証拠が欠けている。いいかえると、もし通報者が 2012 年 10 月 1 日から従来の取引方 式で被上訴人に対し苛性ソーダを注文して、通報者がかつて契約に基づいて苛性ソーダ の購入量を消化しなかった記録を理由に被上訴人供給を拒絶したならば、それは市場の 地位を濫用するものといえる。上訴人が通報者の主観的憶測のみに基づいて被上訴人が このために供給を停止したことに正当な商業的な理由はないと直ちに認定しており、そ の事実認定は証拠を根拠としていない誤りがあり、被上訴人に有利な事項については査 証を行っていないことが行政程序法(行政手続法)第9条及び第36条に違反していると 原判決が認定したことは、調べたところ法に合わないところはない。
- (八)以上をまとめると、被上訴人が 2012 年 10 月 1 日から通報者に対して苛性ソーダを提供していないのは、通報者が従来の取引方式に則った契約申込みを提出しなかったため、つまり 2012 年第 4 四半期開始前の (9 月) 15 日の時点で「販売確認書」を記入して被上訴人に対し第 4 四半期分の苛性ソーダを注文しなかったためであり、被上訴人が通報者による従来の取引方式に則った購入に対して、通報者が以前に契約に基づく購入量を消化しない状況が深刻であったことを理由として、被上訴人が一方的に通報者に対する供給を承諾しなかったというものではない。通報者はさらに被上訴人から入荷しておらず、それら化学原料の販売量の減少により通報者の取引コストとリスクが高まり、通報者が国内苛性ソーダ販売市場での競争に参加するのを排除する可能性が大幅に高まったことは、経験の法則から斟酌して信用できる。しかしながらこの結果は通報者が長年にわたる取引方式に則った契約申込みを行わなかったことでもたらされたもので、その原因は通報者自身にあり、被上訴人にその責任を負わせることはできない。
- (九)公平交易法第 10 条第 4 号に規定される独占的事業者は、該事業者が特定の市場において無競争の状況にあるか否か、圧倒的地位を有するか否か、競争を排除する能力を有するか否かがその法定要件となっている。台塑生医科技股份有限公司によるスルホン酸、スルホン酸ナトリウム及び SLES の販売、南亞塑膠工業股份有限公司による可塑剤の販売についてはいずれも「独占的事業者」ではなく、台湾化学繊維股份有限公司の通報者に対する芒硝の販売停止も、当裁判所から市場の地位を濫用するものではなかったと認定され、別件判決がファイルに記録されている。つまり、台塑関連企業の各事業グループの責任者は異なり、それが生産する製品とシェアを占める特定市場も異なり、買い方との約定も異なる。各関連企業が市場の立場を濫用する行為を構成しているか否かも、それぞれの案件の状況によって論断すべきであり、公平交易法にも関連企業の事業体に市場地位を濫用するおそれがあるとき、その他の事業者にも市場の地位の濫用があると推論するに資する規範はない。上訴人の前述の主張も採用するに足らない。

- (十)以上をまとめると、本件被上訴人が通報者による従来の取引方式に則らない契約申込みに対して後日の「供給打切り」行為を行っておらず、通報者による従来の取引方式に則らない契約申込みに対して「今回の契約申込みに対して供給を拒絶する」とのみ意思表示したものであることは明らかである。上訴人の原審における主張がいかに採用できないかの証拠の取捨判断等については、原判決はいずれも詳細に論断しており、その法規の適用と本件が適用すべきものに違背はなく、判例解釈とも抵触がなく、法規の不適用や適用法規の不適切という法令違背の状況はない。上訴人の上訴は原審において提出したが採用されなかった主張を繰り返すもの、又は自己の異なる法律見解であり、理由がなく、棄却すべきである。
- 五. 以上の次第で、本件上訴には理由がない。行政訴訟法第 255 条第 1 項、第 98 条第 1 項前 段により、主文のとおり判決する。

2015年1月29日

最高行政裁判所第四法廷

裁判長 侯東昇 裁判官 江幸垠

裁判官 沈應南

裁判官 楊得君

裁判官 闕銘富





# 合灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw Website:www.tiplo.com.tw 東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号 Tel: 81-3-3354-3033・Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際専利法律事務所© 2016 TIPLO, All Rights Reserved.